

# 業務指示書

## ミャンマー国少数民族のための南東部地域総合開発計画プロジェクト（ファスト・トラック制度適用案件）

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年1月7日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 馬渡 園子 Mawatari.Sonoko@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年1月9日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

#### 1 共同企業体の結成の可否

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

**【業務主任(総括)について】**

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

**【その他の業務従事者について】**

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地域開発及び平和構築支援に係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/住民参加）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：コミュニティ開発/地域開発に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ミャンマー及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地域総合開発計画】

- 1) 類似業務の経験：地域開発に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ミャンマー 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 帰還・定着計画】

- 1) 類似業務の経験：平和構築・復興支援に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ミャンマー 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年1月14日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みません。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
パイロットプロジェクトに係る工事費、タイ国境調査に係る経費、補足調査に係る経費
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MMK1 = 0.105 円, US\$1 = 102.19 円, EUR1 = 138.88 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。
- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期: ~  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/住民参加  
地域総合開発計画  
帰還・定着計画

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

22.15 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年1月31日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

以上

## (補足説明)

### 1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

### 2. 契約変更手続きについて

#### (1) 要員計画の確定・変更

##### ● 契約変更が必要な事項

ア. 契約時の総人月が増える場合

イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代

ウ. 増額の必要が生じる場合

##### ● 打合簿の作成が必要な事項

ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代

イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）

ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認

エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定

オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

##### ● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更

イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

#### 【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

#### (2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。

ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

#### (3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

ミャンマー国少数民族のための南東部地域総合開発計画プロジェクト（ファスト・トラック制度適用案件）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(20.00)	
(1) 類似業務の経験	12.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	8.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/住民参加	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	( 4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 地域総合開発計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 帰還・定着計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 別紙

### 第2 業務の目的・内容に関する事項

#### 1. プロジェクトの背景

ミャンマー国では、2011年3月に発足した新政権が民主化・国民和解に向けた動きを積極的に進めており、国境地域の少数民族武装勢力との停戦合意、政治対話も実施されている。中でも、63年間戦闘を継続していたKNU(カレン民族同盟)とは2012年1月に停戦合意が締結され、KNUの活動地域であったカレン州にはタイ国境を越えて避難していた難民(2012年9月時点で約14万人)や国内避難民(IDP: Internally Displaced Persons)の帰還が期待される。

カレン州における63年間の武力紛争の結果、難民・IDPの流出、治安悪化による連邦政府のアクセス制限による開発の遅れ、地雷埋設問題等様々な課題が生じている。特に、道路ネットワークを始めとしたインフラは十分整備されているとは言えず、難民・IDPの帰還を妨げており、地域経済発展の障害となっている。また、帰還民の雇用の受け皿となる産業も未発達の状態である。難民やIDPの帰還・定着に向けて、生活基盤整備や生計向上手段の確保を支援することが、復興のみならず、その地域、ひいてはミャンマー国全体の経済発展・平和構築を後押しすることとなると考えられる。

JICAは、2012年5月から7月にかけて「少数民族地域支援に係る情報収集・確認調査」を実施し、調査及び関係機関との意見交換を経て、カレン州と隣接するモン州を含めた「南東部地域」の開発ポテンシャル及び帰還民の定着支援を含めた地域総合開発のニーズを確認した。少数民族の意向を反映した南東部地域総合開発計画を将来的に策定していくにあたり、東西経済回廊等の地域ポテンシャルを最大限に活かす方向で協力プログラムの必要性が確認された。このため2013年2月から10月にかけて、「少数民族のための南東部地域総合開発支援プログラム形成準備調査(以下、「協力プログラム準備調査」とする)」を実施し、同地域の開発課題を分析し、中長期的な開発の方向性について検討するとともに、優先度の高い事業について我が国の支援を想定した将来の協力案件形成にかかる調査も行った。併せて難民・IDPの帰還・定着を支援するために、帰還・定着に係る促進・阻害要因の分析と緊急支援ニーズの把握を行った。

以上の調査結果を受けて、本プロジェクトは、南東部地域の中長期的な地域総合開発計画及び難民・IDPの帰還・定着支援計画を策定することを目的として実施する。両計画には少数民族や地元コミュニティの意向やニーズを最大限に反映できるよう配慮するとともに、緊急性・優先度の高い事業については緊急的に実施し、同地域の平和と安定に寄与することを目指す。

#### 2. プロジェクトの目的

##### (1) プロジェクトの目的

ミャンマー国南東部地域のカレン州・モン州の平和と安定のために、関係者間の信頼を醸成しつつ、中央政府、州政府、少数民族等の関係者の共同作業で少数民族支援のための南東部地域の中長期的な地域総合開発計画及びIDP・難民の帰還・定着支援計画を策定する。

##### (2) 受益者

ミャンマー国南東部地域であるカレン州及びモン州の住民(約490万人)\*

\* 難民・IDPの帰還により10万人程度増加する可能性もあり。

##### (3) ミャンマー国カウンターパート機関

国境省少数民族開発局及びカレン州政府、モン州政府。なお、国家開発計画を所管する国家計画経済開発省は、国家開発計画の策定及び州レベル以下の開発計画の枠組みの検討・決定等を所掌するため、主要協力機関として密接な連携を行う。

### 3. プロジェクト対象地域

ミャンマー国南東部地域であるカレン州・モン州全域(42,438km<sup>2</sup>)を対象とする。ただし、調査の対象範囲には、タニンダリー地域、タイ側を含むミャンマーとタイの国境地域(スリーパゴタパス、メソット等)を含む。

### 4. 業務の範囲

本業務は、2013年11月に署名された討議議事録(Record of Discussion: R/D)に基づく開発計画調査型技術協力プロジェクトとして、本業務受注コンサルタント(以下「コンサルタント」とする)は「2. 業務の目的」を達成するために「5. 業務実施上の留意点」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書を作成する。

### 5. 業務実施上の留意点

#### (1) 本業務の構成

本業務は、2013年11月に国境省とJICAとで署名した討議議事録(R/D)に記載の①～③のうち、①、②の業務を実施するものである。このため、「6. 業務の内容」については、コンポーネント毎に記述する。

#### ① 地域総合開発コンポーネント

1) 有償資金協力のためのPre F/Sを含む

#### ② 帰還・定着支援コンポーネント

1) パイロットプロジェクトの実施を含む

2) 無償資金協力のための概略設計を含む

#### ③ 優先プロジェクトの実施及び帰還・定着支援実施のための能力強化

なお、本業務の成果品に関しては、プログレス・レポート以降は、ミャンマー国側の本プロジェクト成果結果の利活用を考慮して、カレン州及びモン州としての南東部地域総合開発計画の共通部と、カレン州、モン州それぞれの3部構成とし、必要に応じ、カレン州、モン州の目標年次区分(5か年)にあわせた構成とする。また、内容的には、地域総合開発と帰還・定着支援の2つに大別されるが、後者は前者の一部として統合することを想定する。

#### (2) 基本方針

1) 中央政府、州政府、住民、少数民族の信頼関係醸成を第一に案件を遂行する。本プロジェクト自体が、同地域のリスク要因となるような活動を慎むことを徹底する。このため、関係者間のコミュニケーション、カウンターパート及び関係者の意見の傾聴、オーナーシップを最大限尊重する。特に、地域総合開発計画は少数民族から見ると政府寄りのものと映る可能性があるため、本プロジェクトが少数民族独自の文化や慣習を脅かすものとならないよう細心の注意を払う。中央政府、州政府、住民、少数民族等の関係者が一堂に会して、自分達の地域の開発ビジョンを語り合えるプラットフォームを継続的に本プロジェクトが提供し、協働で地域総合開発計画を策定していくことを基本方針とする。

2) 対象地域によっては、実効支配してきた少数民族グループごとに開発に対する意向が異なることから、対象地域ごとに、少数民族グループ・地元住民との丁寧なコンサルテーションが求められることに留意する。カレン州内では、政府とKNU、DKBA(Democratic Karen Benevolent Army)の武装組織、地元住民、タイ国境難民キャンプなどからの帰還民の間の信頼関係構築が必要とされている。州政府が地域住民全体を代表しているわけではないこと、また必ずしも少数民族武装勢力がその民族を代表しているとは限らないことにも留意し、排除・除外されるグループが出ないように配慮する必要がある。

また、対象地域には、現在ミャンマー国政府が管轄している地域と、まだ和平交渉中につき政府がアクセスできない地域の双方が含まれるため、土地利用計画等の策定にあたっては、

カレン州・モン州各政府を始めとした関係機関及び JICA と協議し、範囲を設定することとする。

3) 本プロジェクトの中間成果を踏まえて、優先的に行っていくべき事業については、無償資金協力や有償資金協力につなげていくことを想定する。特に、「②帰還・定着支援コンポーネント」に関しては、紛争予防・平和構築無償や一般プロジェクト無償等を想定する。案件の選定に関する検討及び案件の計画に際しては、JICA との協議を密に行う。

4) 本プロジェクト中、「②帰還・定着支援コンポーネント」においては、平和の配当を早期に示すことを目的としたパイロットプロジェクトの実施を想定する。案件の選定及び計画に際しては、JICA との協議を密に行い、上記「1) 及び 2)」を踏まえ、土地の使用権の問題及び雨期（5月～10月）等に十分注意しながら検討を進める。実施方法は、JICA による発注を想定するが、事業規模が 2 千万円を下回る場合はコンサルタントによる再委託も視野に入れる。なお、パイロットプロジェクトの規模は最大で総額 8 千万円を想定する。

5) 現在の実施能力・体制、開発経験や実績と比べて著しく過大な投入となる開発計画は避ける。

6) 港湾については当該地域でタイ資本とミャンマー政府港湾当局により様々な検討がなされている。それら検討状況を調査し、既存港の利用及び内航海運や内陸水運、道路、鉄道等の他交通モードとの比較や機関分担の検討、周辺地域の港の検討状況や開発計画の進捗及びヤンゴン港との役割分担等を精査し、慎重な検討を行う。

7) JICA が過去に行った「少数民族地域支援に係る情報収集・確認調査」、「少数民族のための南東部地域総合開発支援プログラム形成準備調査」の内容を参照すること。また、以下を含む JICA が過去に行った案件、あるいは現在進行中の案件を調査し、成果の活用や相乗効果を考える。

- ・ 草の根・人間の安全保障無償：カレン州帰還道路上の橋梁整備
- ・ 無償資金協力：ラカイン州及びカレン州における道路建設機材整備計画
- ・ 技術協力プロジェクト：小規模養殖普及による住民の生計向上事業プロジェクト
- ・ 災害多発地域における道路技術改善プロジェクト
- ・ プログラム形成調査：全国運輸交通プログラム形成調査
- ・ 円借款：地方開発・貧困削減事業
- ・ 協力準備調査：メコン国際幹線道路連結強化事業協力準備調査

### (3) 業務実施上の留意点

#### 1) 紛争予防配慮・平和促進の視点

本プロジェクト対象地域は、事業開始時点において連邦政府及び少数民族武装勢力との間に完全な和平合意は締結されていない状況であり、また長期間にわたる紛争の影響を強く受けている地域である。従って、紛争予防配慮・平和促進の観点から特に以下の点に留意する。

##### (ア) 地域総合開発における帰還民の定着支援の視点

調査対象地域においては、タイ国境の難民キャンプにいる約 14 万人の難民を始めとして、南東部地域内にも数十万人とも言われる IDP が存在し、彼らの帰還の動きを考慮に入れた計画を立てる必要がある。帰還に影響を与える要素としては、連邦政府及び州政府と KNU の政治対話の動き、帰還先の治安及び地雷埋設状況、帰還民に対するミャンマー国政府の具体的な補償内容等の整理等があるため、こうした動きをモニタリングすること、また帰還タイミングやパターンを複数想定することが必要となる。

#### (イ) 帰還・定着先における紛争予防配慮・平和促進支援

ミャンマー国政府は、難民・IDPの帰還先としてカレン州内に9箇所の郡(ST: Sub Township)を設置し、各STへの受入世帯数や必要な公共施設等の計画を策定している。うちJICAとしては特にシャンユワティST、パインチョンST、ウォーレーST、スーカリSTを支援する方向で合意している(2012年7月合意のM/M参照)。なお、対象STは、必要に応じてプロジェクトの実施中に見直すこともあり得る。

#### (ウ) タイ側難民キャンプの状況と留意点

2012年9月時点のデータによれば、タイの難民キャンプの人口は、登録難民84,117人、非登録難民58,655人、合わせて142,772人である。10箇所ある難民キャンプのうち7箇所がカレン難民対象のキャンプである。登録は2005年以降行われておらず、非登録難民には第三国定着の権利がない。特に非登録難民については、帰還時に支援パッケージを受ける権利、ミャンマーのIDカード所持等による処罰の有無等が帰還を決定する要因の一つとなる。

現在、難民キャンプは国際機関や国際NGO等の支援を受けつつ自立的に運営されており、政府やNGOとの調整を行うカレン難民委員会(KRC)、キャンプレベル、キャンプ内のセクションレベルの3層で委員会を設置し、教育・保健等各分野の活動も委員会が実施・調整を行っている。こうした組織のほか、カレン州内で活動する地元のNGO等が紛争中もKNU影響地域における社会サービスの提供や情報収集を行っている。

帰還後、これらの組織・人材を地域の開発に活用し、これまでインフォーマル・サービスと認識されてきたこれらの組織による医療や教育分野の活動をミャンマー国政府による公共サービスと調整し、統合していくための方策が必要となる。

#### (エ) 政治・治安動向のモニタリング

2012年4月にテイン・セイン大統領とKNUリーダーが停戦合意後正式な政治対話を実施し、軍の拠点削減や帰還民に対する耕作権の保障等を含めた13の事項についてKNU側から申し入れを行っている。これに基づき、カレン州を中心にKNU側の連絡事務所設置が開始されるとのことである。また、2012年10月26日の大統領令により、Myanmar Peace Center(MPC)が正式に設置され、連邦和平中央委員会及び副大統領が議長で、連邦和平作業委員会の事務局という位置づけで、同組織が今後少数民族地域支援の調整を行うこととなっている。

また、2015年には総選挙が予定されており、それに先立って治安情勢が不安定化する恐れもある。こうした動きは調査対象地域の治安、アクセス、帰還の動きと関係してくるため、JICAミャンマー事務所と協力しつつ、中央レベルやMPCで政治対話の進捗状況について情報収集すると同時に、調査対象地域内においても、州政府と連絡事務所の双方と連絡を取り合い、政治・治安動向のモニタリングを行うこととする。

#### (オ) 地雷リスクへの対処

戦闘のあった地域の地雷除去は完了しておらず、その中にはミャンマー国政府が計画中の帰還予定地も含まれる。緊急地雷除去(幹線道路や帰還・定着サブタウンシップの初期の建設工事現場)は軍と武装組織が共同で実施しているが、包括的な地雷埋設地域調査等は未だ実施されておらず、実施体制も検討中である。プロジェクト実施中に地雷調査や除去が進展すると考えられるが、調査に当たっては、大統領府、国境省、MPC、Myanmar Mine Action Centre(MMAC)、社会福祉救済復興省、カレン州政府、警察、さらにはコミュニティからも地雷埋設状況、除去作業の進捗、撤去作業箇所の把握、地雷に関する事故発生状況等の聞き取りを行い、最新情報の把握に努めること。既に車両や人の往来がある道路や地区は問題がないとされるが、地雷被害の危険回避に係る基本的知識を有したうえで、不用意にリスクのある地域に踏み入れることのないよう留意する。

## 2) 州以下の行政機関の限定的な能力・実施体制

2011年3月に発足した現政権は、これまでの軍事政権主導で展開してきた開発の進め方を見直し、少数民族の意向を反映した開発の重要性を認識している。2010年選挙後の地方分権化の動きにより、7州(State)・7地域(Region)にそれぞれチーフ・ミニスターが置かれ州・地域政府が発足した。県(District)、郡(Township)の行政単位にも中央から派遣された行政官が配置されている。

ただし、州以下の行政機関は新設されて間もないため、中央・州との役割分担や関係は十分整理されていないほか、州以下の行政機関の能力・実施体制は弱く、また地元に住む少数民族との関係構築は十分でない。特にカレン州内では、政府と、KNU・DKBA等の武装組織、地元住民、タイ国境難民キャンプなどからの帰還民の間の信頼関係構築が必要とされている。

### 3) 南東部地域の開発の方向性を検討する上でのタイ国側の状況把握

南東部地域は、タイとの長い国境を有し、経済的な中心都市圏であるヤンゴンとバンコクの間地点に位置する。また、GMS(Greater Mekong Sub-Region)諸国が開発に力を入れている「東西経済回廊」上に位置し、モン州のモーラマイはその西端にあたり、隣国タイ中央部との結びつきも強い。こうした地理的特徴を活かし、タイとの社会・経済的結びつきを強化することによって発展することが可能であると考えられる。

そのため、開発ビジョン、基本方針の検討にあたっては、ミャンマー側関係者(政府、裨益住民特に少数民族関係者)に加え、タイ政府や民間セクターの意向、投資動向等を確認することが必要となるため、タニンダリー地域、タイ側を含むミャンマーとタイの国境地域(スリーパゴタパス、メソット)等も行う。

### 4) 国家計画との整合性及び2州での開発計画策定

ミャンマー国では、現在国家経済計画開発省を中心として、地方分権政策に沿って、グローバル経済化に対応する経済構造の改革をはかる一環として、2015/2016年までの現行5カ年計画を対象に、現行計画を補完する改革案の策定を州・地域政府に指示している。策定に当たっては、民間事業者も含めた幅広い参加者によるワークショップによって、地方の実情を把握し、ボトムアップによる開発計画作りを行うことが指示されている。大統領施政方針演説によれば、これが今後策定する州・地域ごとの30年の開発計画の作業の一部であり、国家レベルの計画に結びついていくものであると考えられる。

本業務では、こうした動きをふまえ、国家レベルの開発計画と整合性のとれた南東部地域の開発の方向性を検討する必要がある。また、カレン州・モン州において策定される州ごとの開発計画に本調査の成果が反映されるよう、各州との協議及び積極的な働きかけを行うこととする。

### 5) 優先プロジェクトのPre F/Sの実施

「①地域総合開発コンポーネント」に関し、緊急性、必要性が高いと思われる事業については、JICA及び先方関係機関と十分な協議の上選定し、本調査において、我が国資金協力の可能性を想定したPre F/Sを実施する。

Pre F/Sの対象が確定した段階で、業務計画書に示す本業務の契約時に計上した業務内容及び業務量と大きく異なる作業が必要となる場合には、必要に応じて契約内容の見直しを行うものとする。なお、現在の業務指示に基づく業務量は、優先プロジェクトとして道路、橋梁を想定している。

### 6) 他ドナーを含めた支援機関の調整

南東部地域及びタイ国境においては、複数の国際機関、他ドナー、国際NGO等が主に難民・IDPを対象とした人道支援活動を実施中である。今後、帰還の進捗に合わせ、帰還先での支援展開を検討するドナーも複数存在する。こうした支援団体の調整・連絡を行う場は現時点では設定されていないが、効果的に支援を実施していくために、調査期間中、情報交換・調

整の場を設定し、本プロジェクトの成果を他ドナーや国際機関が活用し相乗効果を高めるように工夫する。

#### 7) ミャンマー国内の移動許可に係る留意事項

ミャンマー国では、ネピドー、ヤンゴン以外の外国人の渡航は制限されており、現地入りの2週間前には中央政府に対し渡航許可を申請し、レターを発行してもらう必要がある。さらに、最近まで政府のコントロール下になかったSTレベルへの渡航に際しては、原則、各州政府の同行が必須となっており、地域によっては警察のエスコートも必須である。許可なく立ち入ることは厳しく制限されているため、調査計画はなるべく早期にJICA ミャンマー事務所及び州政府と共有し、協力を得る必要がある。

#### 6. 業務の内容

上記「5. 業務実施上の留意点」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、理由を付してプロポーザルにて提案する。

##### 【地域総合開発コンポーネント】

上記「5. 業務実施上の留意点」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、理由を付してプロポーザルにて提案する。

#### 6-1-1. 事前準備(国内作業)及びインセプション・レポートの説明・協議

##### (1) 業務実施計画の検討

協力プログラム準備調査を含めた既存の関連資料・情報・データを整理し、調査実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。

それらを踏まえ、インセプション・レポートを作成し、内容に関しJICAの承認を得る。

##### (2) 業務実施体制の構築

業務実施に関し、社会的・環境的な影響を受ける主要な関係者とのパブリックコンサルテーション及びステークホルダーミーティングの実施、調査を協働して行うためのカウンターパートの適切な配置等について、カウンターパート機関と調整を行う。

##### (3) インセプション・レポートの協議

カウンターパート機関並びに関係機関とインセプション・レポートの協議を実施し、南東部地域総合開発の将来的なビジョン、問題意識、難民・IDPの帰還・定着支援の方向性について共有する。協議に当たっては、各セクター省庁を巻き込み十分なコンサルテーションを行うこと。また、少数民族グループ側についても、カウンターパート機関と相談しつつ、タイ側に在住するグループも含め、開発ビジョンについて広く意見を聴取する。

ステークホルダーが一堂に集まり、開発ビジョンを議論することが望まれるが、政府側、少数民族グループ側とよく相談し、最適な協議形態をとることとする。

#### 6-1-2. 南東部地域の現況把握及び開発課題の分析

##### (1) 現況把握

対象地域の現況把握を目的とした、地域総合開発に係る既存計画・調査結果の収集、レビュー、現地踏査を行う。

- 1) 上位計画(国家レベルの開発計画等含む)、その他関連計画・政策(少数民族関連の政策、タイ国境地域の開発に係る計画・政策含む)

## 2) 社会経済状況

- ・ 経済活動、人口動態（難民・IDPの帰還状況含む）・分布、雇用状況、産業集積、農業、教育、保健・医療等の社会経済状況
- ・ ミャンマー国全般及び南東部地域の政情、治安情勢（政治対話の動向含む）
- ・ タイ国境難民の状況、帰還の見通し

## 3) 自然環境概況

## 4) 土地利用現況

\* 「5. 業務実施上の留意点」を参照し、JICA及び関係機関と協議の上対象範囲を設定すること。

## 5) 環境社会配慮

(2) 関係する法制度、関係機関の能力や実施体制、経験にかかるキャパシティアセスメント

1) 中央・州以下の行政機関の役割分担、関連する法制度、予算配賦の流れ（開発予算含む）等

2) 関係機関・組織の役割・業務内容、財務状況、実施体制

3) 地域総合開発計画を策定する上での留意事項の洗い出し

(3) 開発課題とポテンシャルの分析

上記 6-1-2. を踏まえ、南東部地域総合開発計画における現状の課題と開発ポテンシャル、留意点について、調査結果を踏まえて分析する。

## 6-1-3. 周辺地域の港湾開発、ミャンマー-タイ国境地域における実態調査

(1) 国境実態調査の方針・内容・方法の計画

周辺地域の港湾開発、タイとの共同開発の進捗状況、タイ国境における物資の流れや人の動き、国境地域における社会経済状況を把握することを目的として、周辺地域の港湾開発、ミャンマー-タイ国境における調査を実施する。概要は以下のとおり。

1) 目的と方針

ミャンマー-タイ国境における物資や人の動き、社会経済状況、難民の状況を把握するために、カレン州とタイ国境において、以下2)の内容で調査を実施する。場所はミャワディ（ミャンマー側）-メソット（タイ側）国境とするが、治安改善によりカレン州南部のパヤトーンズの国境の行き来が可能となった場合、パヤトーンズ国境の調査を追加する。

タイ国境難民の現状については、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及びタイ政府が実施する難民プロフィール調査結果を活用することとするが、必要に応じて、より詳細な帰還・定着支援・阻害要因の把握のための補足調査を実施することも検討する。

2) 調査内容

調査の内容（調査項目、規模、対象、方法等）は、調査結果の具体的な活用を想定したうえで必要な内容とする。

現時点で想定される調査項目は次のとおり。

- ① 輸出入、関税制度及び手続き
- ② 交通量

ただし先行実施されている「ミャンマー全国運輸交通プログラム形成」調査において、南東部地域も含んだ全国の運輸交通状況調査を行っているため、その結果を活用し、本調査に

必要な部分のみ追加調査する等、効率的に進めること。

- ③ 産業活動、サービスの取引（木材、鉱物等の自然資源、海産物・農産物及びその加工品等、送金システム等）
- ④ 人の動き（これまでの難民、労働者数の変移、現状、今後の予測）と制度（難民認定手続き、労働許可、賃金等）
- ⑤ 国境貿易に従事する民間セクターの業種、数、取引規模、取引品等

### 3) 調査手法について

ミャンマー国においては、こうした調査が政府によって規制されており、特に国境における調査は民間への委託が困難であることも想定される。調査許可申請は慎重に行うと同時に、現地再委託先には、大学機関や実施機関の直営で行うなどの選択肢も検討する。タイ側においては、公式資料を中心にまとめるものとし、補足的に聞き取り調査等を行うこととする。

### 4) 調査結果のとりまとめ

全体の調査結果・分析内容については調査結果報告書にとりまとめる。

プロポーザルにて、本調査で実施すべき国境調査の具体的な調査内容、項目、分析方法、スケジュール、調査結果の活用方策等について、理由とともに提案すること。

## (2) 南東部地域総合開発の中心となる課題の分析

上記 6-1-3. (1) の調査結果を踏まえて、以下に例示するような内容について、ステークホルダーとの課題分析を行う。分析には、産業開発拠点整備及び雇用促進、物流インフラ整備、自然資源管理、農業開発、社会開発、帰還民の定着計画（都市部・村落部）等の視点を含めて検討する。これらを報告書に記述する際は、図表などを用いて分かりやすく表現する。

- ① 帰還・定着計画（都市部・村落部）
- ② 国境貿易・地場産業振興
- ③ 物流インフラネットワーク
- ④ 自然資源管理
- ⑤ 農業開発及び流域管理
- ⑥ 社会開発
- ⑦ 土地利用計画／各種開発計画との整合性
- ⑧ 実施体制・関係機関の実施能力

### 6-1-4. 南東部地域総合開発ビジョンと基本方針の検討

現況把握及び分析結果を踏まえ、目標年次（2030年とする）における南東部地域が目指すべき将来ビジョンについて、関係者と協議を重ねて設定する。その際、ステークホルダーとの協議やパブリックコンサルテーションを行う。

### 6-1-5. 南東部地域総合開発戦略骨子の策定

将来ビジョンと地域総合開発の基本方針及び社会・経済フレームワークに基づき南東部地域の開発戦略について、複数の開発シナリオを選択肢として用意したうえで、ミャンマー国政府関係者、少数民族ステークホルダーとも協議し、目指すべき開発戦略の骨子を策定する。

難民・IDPの帰還・定着シナリオは考慮しつつも、和平合意前であることに鑑み、難民・IDPの帰還・定着の進捗に関わらず重要な地域総合開発の骨格の形成に力点を置き、以下の事項を含むものとする。

- ・ 土地利用計画（地域総合開発としては、治安情勢や少数民族グループの受け入れ度具合、中央政府の意向等を慎重に考慮して、必ずしも各州全域をカバーする面的なものである必要はない）

- ・ インフラ整備（道路、鉄道、港湾、内陸水運、小水力発電等、上水、保健、人材育成、教育、職業訓練）等
- ・ 産業開発（工業、農業、農産品加工等を含む）

#### 6-1-6. プログレス・レポートの作成及び協議

これまでの活動進捗をプログレス・レポートとして取りまとめ、JICAの内容承認の後、カウンターパート機関、関係機関、少数民族グループを含むステークホルダーに説明・協議を行う。

#### 6-1-7. 南東部地域総合開発計画の策定

これまでの作業結果を踏まえ、各内容を統合し、地域総合開発計画を策定する。地域総合開発計画は分野横断的な開発計画の優先順位付けや実施上必要となる調整を行った上で、中長期総合開発戦略及び計画を提示する。

##### （1）土地利用基本計画の策定

南東部地域の将来のビジョン及び開発戦略を達成する上で必要となる開発または保全の方針について以下のとおり検討し、洪水等の災害リスクを踏まえた開発に不適当な地域、自然環境や天然資源の観点から保全が求められる地域等を含む、土地利用基本計画を策定する。

- 1) 土地利用基本計画の法的位置付けを明確にし、土地利用計画の目的・内容等を設定する。
- 2) 土地利用現況の把握を行い、最新の土地利用現況図（5万分の1、デジタル地図）を策定する。南東部地域の周辺地域及び市域の大規模未利用地、農地などについては概要把握を行う。また、土地利用基本計画の策定対象地域については、土地利用の現状を調査する。なお、今般の調査のために、現段階では衛星写真の購入を想定しないが、必要と考えられる場合は、理由とともにその旨言及すること。
- 3) 土地利用計画の管理状況の把握を行う。具体的には、関連部署の人員配置、日常の開発申請・許認可業務等土地利用コントロールの仕組みと運用状況、計画策定業務の実施体制、予算措置等を把握し、対処すべき課題を整理する。

##### （2）セクター別の開発計画の策定

ビジョン・開発戦略を実現するために、開発フレームワークを踏まえて、セクター別開発計画を策定する。

##### 1) 帰還・定着計画の検証及び改善提案

タイ国境地域の難民キャンプから帰還する難民、IDPの帰還・定着の全体計画については、ミャンマー国政府が既に帰還予定地としている8箇所のSTは村落部を中心としているが、これに合わせてパアンやミャワディ等の都市部への帰還も想定し、各地での受け入れ世帯規模、標準的な土地提供規模、公共施設増築等の既存計画の妥当性を検証し、改善案を提示する。

UNHCRやNGO等、帰還オペレーションを支援する他機関と情報交換・役割分担に係る調整を行うこと。

なお、JICAは8箇所のSTのうち4箇所のSTを特に重点的に支援することとしており、同STの開発を通じ、他のSTへのモデルとなる帰還・定着計画を策定する。帰還・定着計画策定に関しては、後述の【帰還・定着支援コンポーネント】にて詳細を記載する。

##### 2) タイとの国境貿易を活用した経済の活性化・雇用の創出

地域産業の育成・地場産業振興を含め、地域住民・帰還民の雇用の受け皿となる産業開発計画を策定する。投資誘致制度の改善、産業開発のためのインフラ・施設整備、輸出振興計画、環境への影響検討、組織制度、人材育成（職業訓練）等を含む計画を策定する。

ミャンマー国政府が開発に着手しているパアン、ミャワディの産業集積地の位置付け（タイとの関係及び域内）・役割分担については、新たな産業集積の形成に係る提案を含め、ミャンマー国政府や関係者と十分意見交換・調整を行うこと。

また、中長期的には、国境貿易や国境を越えた投資促進のための法制度整備や、南東部地域の観光開発も視野に入れ、計画策定を行うこと。

### 3) 自然資源開発・管理計画および土地利用管理計画

上記1)を進めるために、特にカレン州内の豊富な自然資源（森林資源、鉱物資源、サルウィン川の水資源等）を活用した産業振興が期待される。ただし、長期間未開発の状態であった地域において開発を行うに際して、資源の適切な管理、不適切な利用を防ぐためのコントロール体制構築、森林保全計画や丘陵地における土壌保全計画に早い段階から着手しておく必要がある。こうした観点を踏まえ、自然資源開発・管理のための計画、国境貿易を含めた管理体制作りのための計画等を策定する。

### 4) 物流ネットワーク強化のためのインフラ開発

上記1)を効果的に進めるために、市場（バンコク、メソット、ヤンゴン等）、と産業集積地をつなぐ広域及び域内ネットワーク強化のためのインフラ整備計画を策定する。その際、ミャンマー国公共事業省のキャパシティ、外国及び民間等からの投資動向も踏まえ、実現可能性の高い計画とする。以下、主要分野についてのポイントを記載する。

#### (ア) 道路ネットワーク

バンコク⇄ヤンゴンの東西軸、タニンダリー地域⇄バゴの南北軸の強化、各州の拠点間の道路ネットワークを強化する。

#### (イ) 港湾

モン州の州都モーラマインは上記（ア）の「東西回廊」の西端として深海港の開発が長らく期待されており、州内のYe近郊のKalagok地区には大深度港湾の候補地もあると言われる。他方、南東部地域の南方のタニンダリー地域に大規模港湾開発計画もあがっており、タイ政府がバックアップして民間投資を促進していく動きもある。タイ及びミャンマー国政府の意向もふまえ、港湾開発の方向性を整理すること。

また、他交通機関との役割分担等も、現在の輸送コストや将来的な開発計画（鉄道等）も考慮して検討する。

#### (ウ) 域内の物流ネットワーク

上記（ア）（イ）をふまえ、南東部地域内において最適な道路・その他の物流網を検討する。検討の際には、河川の活用、帰還地域と産業拠点のアクセス強化等、様々な観点から検討を行う。特に、現在は孤立しているカレン州北部へのアクセスに留意する。

### 5) 農村開発計画

土地利用計画を踏まえつつ、帰還民を含めた地域内の住民の持続的な需要充足及び生計向上を基本に、農業開発計画を策定する。

#### (ア) 平野部

帰還開始前においては、数値上、カレン州とモン州ではコメの自給は達成している。しかし今後、帰還民による人口急増に加えて、地域総合開発の成功によって人口増加率が高まることが予想される。米の生産量と消費量を比較すると、現在の収穫量で不足する可能性もある。そのため、帰還民の定着を計画する上では、定着地域における少なくとも自給水準のコメの生産を組み込むことが必要となる。そのために稲作が可能な土地の認定をする必要がある。これは山間地に定着地域が設定されている場合は、特に重要な条件となる。

#### (イ) 山間部

カレン州には山間部が南北に長く存在しており、難民・IDPの多くの出身村であることから、帰還・定着先として第一に想定されている地域である。こうした地域で居住している住民は低地に比べて貧困度が高くなっており、土地の適性をふまえた農業を中心とした生計向上のあり方について検討が必要となっている。一例としては、帰還・定着地において家庭農園を整備し、自給作物・換金作物の栽培、家畜飼育を行い、周辺において果樹を植える等が考えられる。中期的には、市場へのアクセス、農産加工業への発展も検討する。

#### (3) 優先分野・プロジェクトの選定

地域総合開発計画において優先的に実施すべきプロジェクトを選定する。地域総合開発計画を作成する過程で緊急に整備すべき短期的優先プロジェクトに関する考え方や基準を示し、客観的に選定することとする。JICA環境社会配慮ガイドライン(本件は2004年4月制定版を適用)(以下、「JICAガイドライン」とする)にある戦略的環境アセスメント(以下「SEA」とする)を適用し、複数の代替案を作成し、比較検討を行い、プロジェクトを最適化する。

なお、選出されたプロジェクト・リストについては、南東部地域(カレン州・モン州に跨るもの)、カレン州、モン州の3種類に分けて策定し、両州の州政府の実施体制を含め十分に意見交換・調整を行うこと。

#### (4) 優先プロジェクトの実施計画の策定

優先プロジェクトとして選定されたプロジェクトについて、PreF/Sレベルの概略計画、概算事業費、経済・財務分析、スコーピング結果(検討すべき代替案、環境社会影響項目の絞り込み並びに調査・予測・評価方法案)の作成、実施体制の検討を行い、事業実施計画案を取りまとめる。概算事業費については、必要に応じて追加調査(自然条件等)を行う。土地収用や住民移転が必要となる場合は、その概算費用も算出する。

#### 6-1-8. インテリム・レポートの作成及び協議

これまでの活動進捗をインテリム・レポートとして取りまとめ、JICAの内容承認の後、カウンターパート機関、関係機関、少数民族グループを含むステークホルダーに説明・協議を行う。

#### 6-1-9. 補足調査、パイロットプロジェクト、帰還・定着支援計画からのインプットの反映

【帰還・定着支援コンポーネント】にて行われるパイロットプロジェクト、帰還・定着支援計画からのインプットを取り込むとともに、必要に応じ補足調査を行い、地域総合開発計画を策定する。

#### 6-1-10. 結論と提言

本プロジェクトの全体的な結果、留意事項等を含む、必要な提言を取りまとめる。

#### 6-1-11. ドラフト・ファイナル・レポートの作成・説明・協議

活動成果をドラフト・ファイナル・レポートとしてとりまとめ、JICAの承認を得たうえでカウンターパート機関、関係機関、少数民族グループを含むステークホルダーと説明・協議を行い、基本的了解を得る。

#### 6-1-12. ファイナル・レポートの作成・提出

ドラフト・ファイナル・レポートの協議結果を踏まえ、ファイナル・レポートを作成・提出する。ファイナル・レポートは、カウンターパート機関、関係機関、少数民族グループを含むステークホルダー及びJICAからのコメントを反映したうえで製本し、JICAに提出する。

### 【帰還・定着支援コンポーネント】

帰還・定着支援コンポーネントでは、タイに流出した難民及び IDP の帰還に伴う緊急ニーズに対応するものとして、帰還・定着計画の策定とパイロットプロジェクトを【地域総合開発コンポーネント】と同時並行で実施する。

なお、帰還先としては、①パアンやミャワディ等の都市型、②住民の出身村周辺の ST タウン周辺部と村落型等を含む複数のパターンが想定できるが、現地の実情、少数民族グループの意見を踏まえて柔軟に対応する。

都市型については、ミャンマー国政府が開発を進める工業団地 (Industrial Zone) が帰還民の雇用の受け皿として期待できるため、工業団地周辺を想定したものが考えられる。

村落型については、既にミャンマー国政府により帰還予定地として計画されている ST において、帰還民の定着のための生活基盤整備をパイロットプロジェクトを通じて支援することが考えられる。なお、地雷埋設状況により、帰還が想定される村まで帰還が本格的に起こることは現段階では想定しにくいことから、その場合は隣接地の拠点となり得る ST や郡の機能強化を支援すること等を検討する。

いずれの場合でも、受入コミュニティと帰還民の双方に裨益するバランスのとれた開発のあり方を提案し、パイロットプロジェクトの実施を通じて有効性及び妥当性を検証したうえで、帰還・定着支援計画を策定する。

## 6-2-1. 帰還・定着地区の現況把握及び課題の分析

### (1) 帰還・定着地区の現況調査

帰還先として、都市部及び村落部の両方が想定されるため、双方を対象とする。都市部調査対象地域はカレン州パアン及びミャワディとする。両都市においてはいずれもミャンマー国主導で工業団地 (Industrial Zone) の開発が進行中で、外国・国内を含めた民間投資が期待されている。雇用の受け皿となる工業団地の開発 (施設概況、有望製品の抽出、サイト計画、運営方針等) 及び労働者の住環境 (住居及び社会サービス) の観点を中心に現況調査を実施する。

#### 1) 土地利用状況

対象地域の土地利用状況、所有権、使用权等開発計画策定に必要な情報について、既存データの収集、必要に応じての追加調査を実施し、収集・整理する。「5. 調査実施上の留意点」を参照し、JICA 及び関係機関と協議の上対象範囲を設定すること。

#### 2) 社会基礎インフラ

既存資料の収集、現地踏査、インタビュー等を通じ、調査対象地域の社会基礎インフラ (教育施設、水供給施設、保健施設、電力施設等) を把握する。

#### 3) 産業 (工業、農産加工) 及び産業人材育成

既存資料の収集、現地踏査、インタビュー等を通じ、調査対象地域の産業 (工業製品や農産加工品の量、価格、需給状況、流通手段等) を把握する。また、それぞれの産業が必要とされる労働者の規模・必要な技術レベル (学歴・職歴等含む)、既存技術教育・職業訓練機関のレベルについても把握する。

#### 4) 社会構造

既存資料の収集、現地踏査、インタビュー等を通じ、調査対象地域の社会構造を把握する。

#### 5) 経済状況

既存資料の収集、現地踏査、インタビュー等を通じ、調査対象地域の経済構造 (家計状況、家計の内訳、食料の過不足等) を把握する。

### (2) サブタウンシップ (ST) 中心部と村落部の現況調査

ミャンマー政府と KNU との調整により、カレン州内で難民及び IDP の帰還先として政府が受け入れ準備を行っている ST は 9 箇所であるが、うち 2012 年 7 月の M/M で合意した以下表 1 の 4 つの ST (以下、対象 4ST) について、概要調査を実施することを想定する。ただし、

事前に、最新の情報を踏まえて関係者の確認と合意を得たうえで調査に臨むこととする。調査項目には最低限以下の確認を含むが、調査効率の向上のため、既に行っている情報収集・確認調査の結果を最大限活用する。

また、タイ国境側の難民の世帯調査については、UNHCR やタイ政府が実施中の調査結果を活用することとし、詳細なニーズ把握のため、数世帯を抽出したサンプル調査を実施する。

- ① 対象 ST の最新の人口と構成（帰還民受入予定人数・紛争前人口含む）
- ② 基本施設
- ③ 「ミ」入国以降の帰還・定着までのプロセス（ST ごとに）
- ④ 帰還状況、受入先施設の状況
- ⑤ 地雷関連情報（聞き取りによる）被災者数、事故の種類、回避教育
- ⑥ 世帯調査（タイ側難民、対象 4ST の住民双方）

表 1 想定される対象 4ST

タウンシップ (TS)	サブタウンシップ (ST)
ラインブエ TS	パインチョン ST
	シャンユワティ ST
ミャワディ TS	ウォーレー ST
	スーカリ ST

### (3) 帰還・定着地区（都市部、ST 部）のプロファイル作成

上記（1）、（2）の結果を取りまとめて、それぞれの帰還・定着地区のプロファイルを策定する。プロファイル策定に当たっては、以後ミャンマー国政府が帰還・定着先の地区の開発計画を策定するために更新しやすいものとなるよう、先方と協議しながら作成すること。

### (4) 課題、ニーズ調査及び帰還・定着の促進要因・阻害要因の分析

上記（1）、（2）の結果に基づき、タイ側難民調査から導き出された帰還・定着の阻害要因分析を行う。また、都市及び ST 中心部・村落部の帰還・定着地区における帰還民・住民のおかれている現状、課題及びニーズの中期的な視野に立った分析を行い、帰還・定着の促進要因と阻害要因を明らかにする。

## 6-2-2. 帰還・定着支援計画（ドラフト）の策定

これまでの調査・分析・検討結果を取りまとめた、帰還・定着支援を実施するための方策を明らかにする帰還・定着計画（ドラフト）を策定する。帰還・定着計画は、都市型帰還・定着地区や対象 4ST の定着地区の課題に応じた具体的な事業計画や、帰還民・住民・行政官の関係構築を促進するための事業実施体制計画等を盛り込むものを想定しているが、詳細な内容・項目についてはプロジェクトの中で検討することとする。

### (1) 帰還・定着地区の類型化

都市部及び村落部の双方において、帰還・定着のパターンを複数に分類する。現時点で想定される類型化は以下のとおりとするが、調査結果に基づきより現状に合致した枠組みを提案すること。

- 1) 都市型（タイ国境からの距離、港湾との距離）
- 2) 村落型（地形の特徴（平野／山間）、タイ国境からの距離等）

### (2) 帰還・定着支援計画（ドラフト）の策定

上記（1）で策定した類型ごとに、【地域総合開発コンポーネント】で策定するフレームワークと整合性を取る形で、ミャンマー国政府関係者と協議し、帰還・定着支援するための

戦略及び計画（ドラフト）を策定する。都市部については、帰還民の収入創出のための雇用の受け皿となる工業団地開発計画及び労働者の社会サービス（教育、医療、上下水道など）、職業訓練等の雇用促進策を中心とする。村落部については、対象 4ST において、帰還及び帰還民の定着プロセスを促進するための基本方針及び戦略の策定を行う。

なお、ST の村落部については、帰還予定地とされていても道路状況や地雷埋設状況によっては立ち入りできない地域もあるため、特にプロジェクト開始直後は ST 中心部における活動が中心となることに留意する。地雷埋設状況に係る調査や帰還の進捗に合わせ、ミャンマー国政府と JICA との協議により、対象地域は見直すこととする。

帰還・定着支援計画（ドラフト）の策定に際しては、各種施策について複数の時点を設定し、実施しない場合を含む多様な達成度の代替案を設定する。

### 6-2-3. プロGRESS・レポートの策定及び協議

これまでの活動進捗を PROGRESS・レポートとしてとりまとめ、JICA の内容承認の後、カウンターパート機関、関係機関、少数民族グループを含むステークホルダーに説明・協議を行う。

### 6-2-4. パイロットプロジェクトの計画

#### (1) パイロットプロジェクトの目的・実施方針

平和の配当を早期に示すこと、少数民族のミャンマー国政府に対する信頼を構築すること、ミャンマー国政府の少数民族への対応強化を後押しすること、帰還・定着支援のためのコミュニティ開発を促進すること、その後の無償資金協力を実施する上での各種情報を収集すること、帰還・定着支援計画をより実効性のあるものにすること等を目的として、パイロットプロジェクトを行う。

工期設定については、雨季の影響についても配慮する。

具体的なパイロットプロジェクトの内容については、2012 年 5 月の情報収集・確認調査では TS と対象 4ST をつなぐ既存道路の改修、またこれらを実施するための道路・橋梁建設機材の調達ニーズ等が確認されている（表 2 参照）。そのため、現段階では表 2 を想定するが、カウンターパート機関、関係機関、少数民族グループを含むステークホルダー、JICA と協議しつつ、調査の中で実施内容を確定していくこととする。パイロットプロジェクトの内容について、より望ましいアイデアがある場合は、理由とともにプロポーザルで提示すること。なお、パイロットプロジェクトに係る工事費は本プロポーザルの見積りには含まない。

また実施にあたっては、帰還・定着状況の進捗を踏まえた適時支援の観点から、難民・IDP の帰還進捗に合わせた段階的な実施方策とすることが望ましい。

本調査項目に係る計画及び実施は以下の手順により行うことを想定する。

- ① 現況評価
- ② 調達事情調査
- ③ パイロットプロジェクトの目標設定
- ④ 効果測定のためのベースライン調査
- ⑤ 紛争予防配慮の検討（受益者と非受益者間の格差軽減のための配慮等）
- ⑥ 環境社会配慮事項の調査
- ⑦ パイロットプロジェクトに係る詳細調査
- ⑧ パイロットプロジェクトの計画策定・入札準備（積算／入札図書作成）
- ⑨ パイロットプロジェクトの入札、契約（支援）
- ⑩ パイロットプロジェクトの実施（支援）、施工監理
- ⑪ パイロットプロジェクトの評価

表 2 想定されるパイロットプロジェクトの実施時期と内容

対象地域	実施時期	内容
各 TS から対象 4ST への道路	プロジェクト開始直後に着手	道路建設機材（バックホー、ブルドーザー、転圧機等）及び橋梁建設資機材（杭打機、クレーン、コンクリートミキサー等）の現地・第三国調達支援、それら機材を活用した道路維持管理能力強化支援
ラインブエーションユワティ間道路	2014年10月～4月	シャンユワティ ST へのアクセス改善のための道路改修（雨季で通行不可となる道路における迂回路の建設）
対象 4ST 中心部	2014年10月～4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクセスが可能な ST 中心部での支援（道路改修、生活基盤インフラ整備等）</li> <li>・ ST 内のコミュニティ道路改修、コミュニティ施設（井戸、学校教室、ヘルスセンター）修復等</li> <li>・ 職業訓練・雇用促進、農業多角化、収入向上（農業以外も含む）等</li> </ul>

### （2）環境社会配慮事項の調査

必要に応じ、パイロットプロジェクトにかかる施設施工に伴う周辺環境等への影響評価に関し、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき必要な調査を行い、必要に応じて負荷軽減策や代替案を検討したうえで、実施計画に反映する。

### （3）関係者の役割分担の検討

目安として、1 コンポーネントまたは同種工事の複数サイトを一括発注することにより、事業規模が1千万円を超える場合は、JICA ミャンマー事務所が直接建設業者と契約して実施することを想定する。

JICA が直接建設業者と契約して実施する場合、受注者は施設整備計画、施設設計、概略費用積算までを調査の一部として実施する。さらには、入札図書の作成、入札支援、契約支援、着工確認、施工監理、竣工検査、完工までの一連の業務において、JICA を支援する。

#### 6-2-5. パイロットプロジェクトの実施

上記 6-2-4. のパイロットプロジェクトを行う。事業の実施に当たっては、地元住民の雇用が最大限確保される方法を採用することし、対象地域のコミュニティの協働による運営・維持管理体制を構築するための支援を行うとともに、帰還民と地元住民等、コミュニティ内における住民間の協調・共存を促進させる仕組みを取り込むこととする。

#### 6-2-6. 帰還・定着支援計画における優先事業の選定

帰還・定着支援計画（案）において優先事業を選定し、早期に実現必要な項目を5年から10年の期間の想定下でリストアップする。選定にあたっては、客観的な基準（クライテリア）を作成し評価を行う。クライテリアは以下を含むものを想定するが、ミャンマー国政府・住民（帰還民含む）・JICA との協議を経て設定および検討する。

- ① 必要性
- ② 緊急性
- ③ 妥当性
- ④ インパクト（政府とコミュニティ／少数民族・帰還民と地元住民の信頼関係構築、平和促進の観点を重視）
- ⑤ 社会的弱者のコミュニティへの統合

優先事業のリスト化は、日本政府／JICA 事業によるさらなる開発支援を想定しつつ、カレン州、モン州政府の開発計画への内包化、他ドナーによる支援による実現を想定し、南東部地域が今後復興事業を加速させていく上で、活用できるリストと事業展開計画を検討する。優先事業リストの作成において、紛争予防配慮の観点を必ず含め、住民に過度の期待を与えたり、新たな紛争を引き起こすことないよう留意して作業する。

リスト化の作業は以下のような流れとなる。

- ① 優先事業の対象候補のリストアップ
- ② 優先事業の選定
- ③ 優先事業の概略計画の作成
- ④ 優先事業の実施による経済便益算定と経済分析
- ⑤ 優先事業のうち、我が国の協力スキームによる実施を想定する案件の概略案の形成および概算事業費の積算

作成した優先事業リストは 6-2-9. の帰還・定着支援計画に盛り込み、難民・IDP の帰還・定着支援を効果的に展開していくための事業展開計画の参考とする。

6-2-7. 帰還・定着を促進する支援に必要な視点、内容、アプローチ、帰還・定着の促進要因、阻害要因、留意事項の取りまとめ

これまでの調査結果を踏まえ、定着を促進する支援に必要な視点、内容、アプローチ、帰還・定着の促進要因、阻害要因（弱者や社会的理由から帰還から取り残されるグループが存在するようであればその要因の分析）および解決方法、関係者の信頼関係構築に有効なアプローチ、留意事項を取りまとめる。

6-2-8. 帰還・定着支援のための実施ガイドライン策定のための教訓・知見の整理

上記「6-2-7」を踏まえ、今後、帰還および定着支援を他地域に展開していく上で参考となるガイドラインを作成するための教訓と知見を整理し、提言を作成する。

6-2-9. 結論と提言

本コンポーネントで得られた本調査の全体的な結果、留意事項等を含む、必要な提言を帰還・定着支援計画として取りまとめる。

6-2-10. ドラフト・ファイナル・レポートの作成・説明・協議

活動成果をドラフト・ファイナル・レポートとしてとりまとめ、JICAの承認を得たうえでカウンターパート機関、関係機関、少数民族グループを含むステークホルダーと説明・協議を行い、基本的了解を得る。

6-2-11. ファイナル・レポートの提出

ドラフト・ファイナル・レポートの協議結果を踏まえ、ファイナル・レポートを作成・提出する。カウンターパート機関、関係機関、少数民族グループを含むステークホルダー及びJICAからのコメントを反映したうえで製本し、JICAに提出する。

## 7. 成果品等

### (1) 報告書

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。最終成果品は、5) ファイナル・レポートとし、提出時期は2015年5月上旬とする。

#### 1) インセプション・レポート (IC/R)

記載事項：調査に関する基本方針、方法、内容、実施体制、作業工程等

提出時期：業務開始後15日以内、2014年1月下旬を目途

部数：英文40部（うち、ミャンマー国政府へ30部）、和文10部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

#### 2) プログレス・レポート (PR/R)

記載事項：

【共通】関連政策、上位計画のレビュー、キャパシティギャップアセスメントの結果、現地踏査の結果分析、他ドナー等の活動状況レビュー結果

【地域総合開発】関係者の意見を踏まえた開発ビジョン、地域としての開発の方向性、優先プロジェクト案、南東部地域総合開発計画及び各州の開発計画の骨子（土地利用計画、インフラ整備（道路、鉄道、港湾、内陸水運、小水力発電等、上水、保健、人材育成、教育、職業訓練）等、農業、農産品加工等）

【帰還・定着支援】パイロットプロジェクト候補案、優先プロジェクト候補案及びプロフィール、ステークホルダーの意見を踏まえた帰還・定着支援/コミュニティ開発計画の方向性

提出時期：2014年5月下旬を目途

部数：英文40部（うち、ミャンマー国政府へ30部）、和文10部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

#### 3) インテリム・レポート (IT/R)

記載事項：

【地域総合開発】優先プロジェクト候補案及びプロフィール、南東部地域総合開発計画及び各州の開発計画の概要

【帰還・定着支援】パイロットプロジェクトの進捗、帰還・定着支援/コミュニティ開発計画の骨子

提出時期：2014年9月下旬を目途

部数：英文40部（うち、ミャンマー国政府へ30部）、和文10部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

#### 4) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

記載事項：プロジェクト全体の結果

提出時期：2015年3月中旬を目途

部数：英文40部（うち、ミャンマー国政府へ30部）、和文10部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

#### 5) ファイナル・レポート (F/R)

記載事項：カウンターパートからのコメントを反映したプロジェクト全体の結果

提出時期：2015年5月下旬を目途

部数：英文40部、英文要約40部（うちミャンマー国政府へ各30部）、和文10部、和文要約10部（すべて製本）

電子データ：CD-R 3部（うちミャンマー国政府へ1部）

## (2) その他の提出物

### 1) 議事録等

カウンターパート機関との調整会議、各報告書説明・協議に係る議事録(M/M)を策定し、JICAに速やかに提出する。また、JICA及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等、をとりまとめ、10日程度のうちにJICAに提出すること。JICAミャンマー事務所におけるミーティングについても、同様とする。

### 2) 業務計画書

本調査開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICAに提出する。

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後15日以内

部数：和文1部(簡易製本)、電子データ(様式指定なし)

### 3) 調査活動業務報告書

調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月5日までにJICAに提出する。

### 4) 収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA様式による収集資料リストを添付のうえ、JICAに提出する。

### 5) デジタル画像集

本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録内容し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの(調査対象サイト、既存施設及び周辺の状態、地形等)、②類似案件の状況(先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等)、③現地の生活状況又はボトルネックの現状等を収め、案件実施前後の状況と比較できるようにするとともに、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付する。

写真の著作権についてはJICAに帰属するものとし、広報用素材としてJICAの各種媒体への活用が想定している。

提出時期：ファイナル・レポート提出時

部数：CD-R 1枚(デジタル画像50枚程度/jpegファイル形式)

### 6) プロジェクト紹介用のパンフレット(和文・英文)

本プロジェクトの概要の広報資料を和文・英文にて作成し、JICAに提出する。構成、内容については、カウンターパートとよく協議して決定する。

内容(例)：

- ① 調査活動概要、実施手順
- ② 対象範囲
- ③ 対象地域概況(面積、人口、産業、社会状況等の基本情報)
- ④ 活動
- ⑤ 成果
- ⑥ 地図

提出時期：ドラフトファイナル、ファイナルレポートの提出時

部数：CD-R 6部(うち「ビ」国政府関係機関へ4部)

### 7) 調査用資機材等取得明細表

JICA 様式の調査資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時(取得のあった年度の業務完了時)に JICA に提出する。

#### 8) 業務実施報告書

最終報告書(調査結果を中心として記述)には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成し、履行期限内に JICA に提出する。

記載事項:

- ① 最終報告書の概要
- ② 活動内容(調査)
  - ・調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ③ 活動内容(技術移転)
  - ・現地セミナー・研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述
- ④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓(技術移転の工夫、現地活動体制等)
- ⑤ 今後の案件実施スケジュール(資金調達の見込み等)
- ⑥ 提案した計画の具体化に向けての提言
- ⑦ 添付資料
  - ・業務フローチャート
  - ・業務人月表
  - ・調査用資機材等取得明細表(引渡リスト含む)
  - ・会議記録等
  - ・収集資料リスト
  - ・その他調査活動実績

提出時期: 業務終了時

部 数: 和文 3 部(簡易製本)

#### 9) その他

上記の提出物のほかに、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

#### (3) 成果品の仕様

インセプション・レポート～ドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化(CD-ROM)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートである。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2013年1月下旬より国内事前準備を開始し、2013年2月中旬より現地調査を行い、2015年5月上旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

#### 2. 調査実施スケジュール（全体）

	2014年												2015年						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
帰還・定着支援計画の策定	■					■							■						
地域開発計画の策定	■					■							■						
パイロット事業の実施	■					■							■						
レポート提出	▲	IC/R			PR/R	▲			IT/R	▲					DF/R	▲		F/R	▲

#### 3. 業務量の目途と業務従事者の構成

##### (1) 業務量の目途

全体：約90 M/M

##### (2) 業務従事者の構成

以下の担当分野による業務従事者の構成を想定するが、他により望ましい案がある場合は理由とともにプロポーザルで提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- (1) 総括/住民参加（1号）
- (2) 地域総合開発計画（2号）
- (3) 帰還・定着計画（2号）
- (4) コミュニティ開発計画
- (5) 平和構築/リスク管理・モニタリング
- (6) コミュニティ施設計画
- (7) コミュニティ施設施工計画/積算
- (8) パイロットプロジェクト管理
- (9) 社会経済フレームワーク/経済開発
- (10) 土地利用計画/GIS
- (11) 陸上交通計画
- (12) 水上交通計画
- (13) 道路計画/橋梁計画
- (14) 社会開発計画
- (15) 農業開発/農産品加工
- (16) 水資源開発
- (17) 職業訓練
- (18) 経済財務分析
- (19) 環境社会配慮
- (20) インフラ施工計画/積算

#### 4. 相手国便宜供与内容

調査対象地域内における移動許可承認、カウンターパートの参加等

#### 5. 配布資料

【配布資料】

- ・ミャンマー国少数民族のための南東部地域総合開発支援プログラム形成準備調査業務実施報告書（2013年10月）
- ・ミャンマー国少数民族地域支援のための情報収集・確認調査報告書（案）（2012年12月）
- ・2012年7月に国境省とJICAとで署名した協議議事録（M/M）
- ・2013年11月に国境省とJICAとで署名した討議議事録（R/D）
- ・平和構築関連報告書

## 6. 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案する。

## 7. 留意事項

### （1）再委託（現地）

本指示書中に明記されている「タイ国境調査」及び Pre F/S の実施に必要な「補足調査」については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを認める。「補足調査」については、Pre F/S の対象が決定した時点で、その項目・費用・スケジュールを確認し、必要に応じて契約の見直しをすることとし、今回のプロポーザルの見積りには含めないものとする。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している業者の候補者名並びに再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

### （2）国内支援委員会及び外部アドバイザー

本プロジェクトに係る国内支援委員会を設置予定。

### （3）複数年度契約

本業務は、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### （4）調査用資機材の輸出管理

調査用資機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他の法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定様式により報告するものとする。

また、同資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであつて、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

### （5）機材管理上の留意点

本調査期間中の調査用資機材の管理は、コンサルタントが行い、調査終了時に JICA と協議し、カウンターパート機関に引き渡すものと JICA ミャンマー事務所で保管するものとに区分し、必要な手続きを行う。

調査用資機材については JICA に所有権があることから、所定様式に台帳記入し、JICA に提出すること。台帳記入に係る様式、問い合わせ先等については、JICA ホームページ調達情報（お知らせ）を参照（「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html>）」すること。

また、同ガイドラインに則った調達を行い、調達機材については契約締結後に契約書（写）を添付のうえ、選定経緯、入札結果についてJICAに報告すること。

#### （６）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAミャンマー事務所、在ミャンマー日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

#### （７）査証の取得と延長

ミャンマー国への入国ビザの取得、延長手続きについては、原則的には受注者が実施すること。JICAミャンマー事務所は必要なサポートを行う。ビザの取得には現地受入先（先方政府もしくはJICAミャンマー事務所）からの招聘状が必要であり、初回渡航についてはJICAミャンマー事務所より招聘状の発行が可能。また、初回のビザの期限は28日間であり、28日間を超えた滞在のためのビザ延長は現地で行うこととなる。

ビザ延長については、先方政府内の手続きが発生するため、急な団員変更や滞在期間延長は対応できない場合がある。そのため、ビザ延長手続きについては、予め十分な時間を確保し、JICAミャンマー事務所に事前に連絡すること。

以 上